

電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金（追加分）のご案内

DV（ドメスティック・バイオレンス）等避難中※¹でも受給できる場合があります

- DV等で住所地※²以外に避難中の方も、電力・ガス食料品等価格高騰重点支援給付金（追加分）をご自身が受給できる可能性があります。
- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件（DV保護命令と収入要件）を満たせば、西東京市で受給することができます。
- 給付金を受給するためには、西東京市での手続きが必要です。

※¹ 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外にお住まいの場合をいいます。

※² このリーフレットでは、「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

支給対象と支給額

以下のいずれかに該当する避難世帯に対し、1世帯あたり**7**万円を支給します。

世帯全員が令和5年度住民税均等割非課税で、課税者から扶養されていない世帯

申請書類

- ① 「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加分）申請書」
- ② 「DV避難中であることの証明書類」
- ③ 「配偶者その他の親族からの暴力を理由に避難している旨の申出書」
- ④ 「本人確認書類のコピー」
- ⑤ 「振込口座の確認書類のコピー」

DV等避難中であることを明らかにできる書類の例（児童手当準拠）

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等

裏面もご確認ください。

申請期限

令和6年3月29日（金）

QA

ご不明な点は、西東京市の給付金担当窓口にご相談ください。

Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。私は給付金を受給できませんか？

A 住民票がある世帯の方（配偶者等）が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件（DV避難中であることの証明、収入要件）を満たせば、西東京市から給付金を受給できます。

Q 配偶者からDVを受け避難しています。配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？

A 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている者とみなし、ご自身の収入が住民税非課税世帯相当である場合には受給できます。

お問い合わせ・申請先



西東京市価格高騰重点支援給付金担当

〒188-8790

東京都西東京市南町5-6-18イングビル3階第1会議室

受付時間 平日8:30～17:00

Tel : 042-497-6451

Fax : 042-497-6456



電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

